

資料5

# 観光地経営における財源確保

—入湯税を中心として—

2017年11月16日

観光政策研究部

梅川 智也

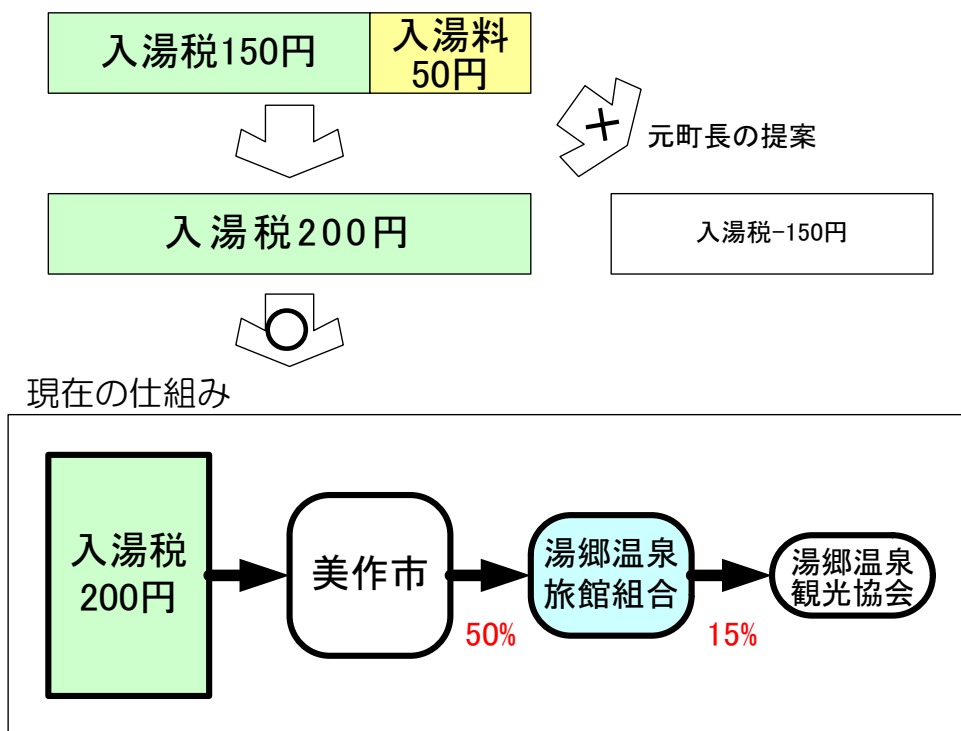


公益財団法人 日本交通公社

わたしたちは、「公益」「学術」「実践」の3つの帆を掲げ、  
「観光文化」の振興・発展に向けて前進します。

# 【事例①】 岡山県美作市(入湯税)

- もともと150円の入湯税と50円の入湯料を徴収していた。
- 入湯税は200円。うち100円が湯郷温泉旅館組合(12軒加盟)へ、そのうち15円が湯郷温泉観光協会(8軒加盟)へ入る。30年以上前から、入湯税の一部が旅館組合へ入っていた。
- 入湯税の2分の1を旅館組合へ出す旨は、美作市の「観光振興助成事業」として定められている。
- 一定程度、自由裁量の財源があるので、地元農家とタイアップした体験プログラムの開発や若手発意のイベントなどを支援している。後継者も戻ってきている。
- ここ数年年間約25万人の入湯客があることから、約2500万円が旅館組合に戻されている。

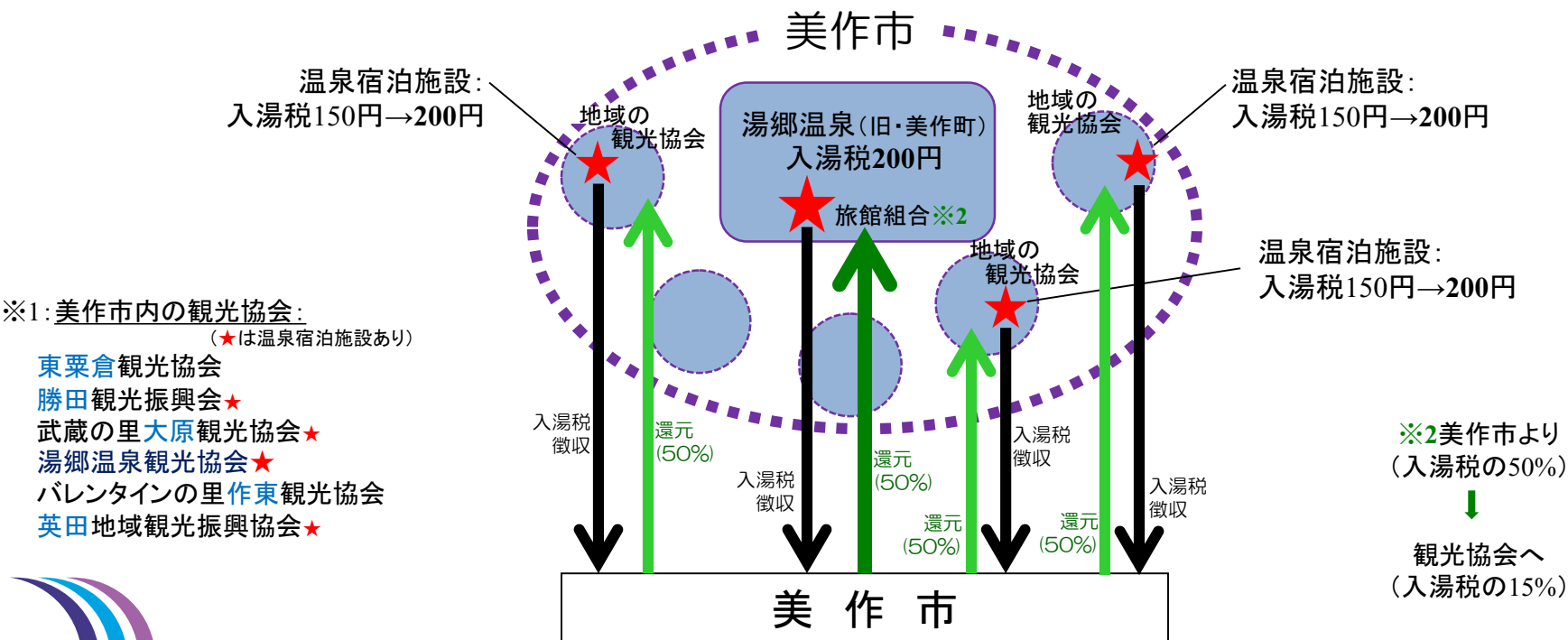


## ●平成17年(2005年) 美作町の合併

- 岡山県勝田郡勝田町、英田郡美作町・大原町・作東町・英田町・東粟倉村の5町1村が合併し、美作市が発足。

## ●入湯税の均等課税化

- 町村合併に伴い、それまで入湯税が150円だった温泉宿泊施設(3施設)も湯郷温泉(旧・美作町)に合わせ、50円増税し、200円に統一した。
- それらの施設から徴収した入湯税の50%(=100円×入湯人数)もその施設のある「地域の観光協会 ※1」に還元することとした。



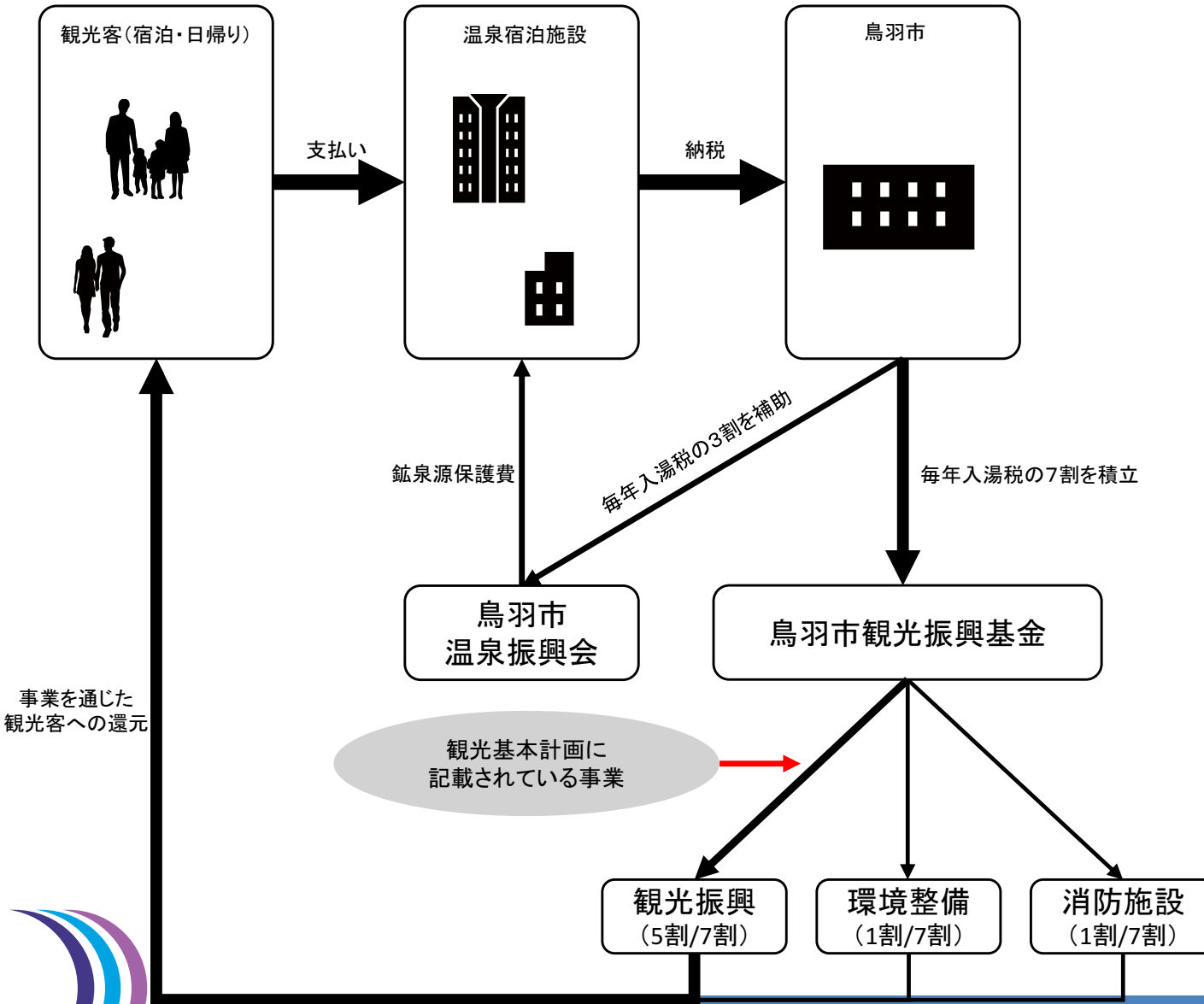
## 【事例②】 三重県鳥羽市(入湯税)

- 鳥羽市は民間主導の温泉地であり、源泉を持たない「運び湯」の施設もあることや、入湯税が一般財源化されている温泉地が多いことなどの理由から、入湯税を徴収していなかった。
- その間、入湯税徴収とその用途についての協議を続けていた。
- 用途比率について合意→2007年4月より150円を徴収開始。
- 入湯税の配分比率(「鳥羽市鉱泉源保護管理整備補助金交付規定」で規定)(図参照)
  - \* 鉱泉源保護……30%
  - \* 観光振興……50%-----
  - \* 消防施策等……10%-----
  - \* 環境衛生施設……10%-----

70%を積立→基金化  
「鳥羽市観光振興基金条例」



# 鳥羽市の入湯税基金化の仕組み

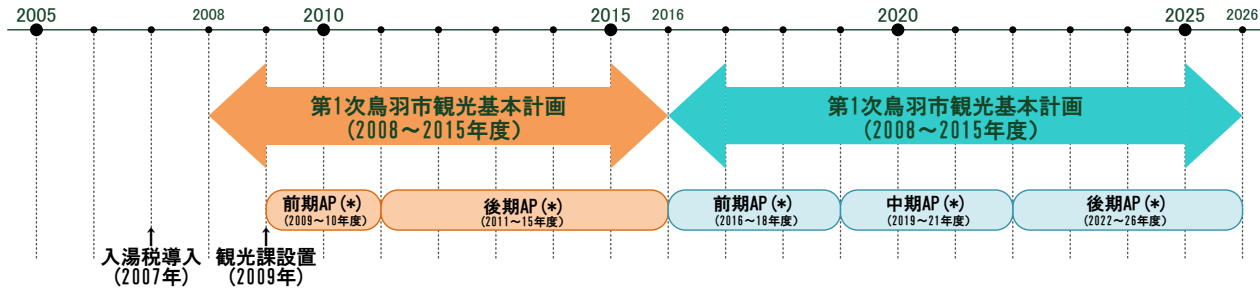


- 「第2次・鳥羽市観光基本計画」に位置づけられた事業に活用
- 全国初の取り組み→「鳥羽方式」として注目



# 「第2次・鳥羽市観光基本計画」

## \* 目標年次



## \* 計画体系

目標像	国際的な滞在拠点を目指した 「鳥羽うみ文化」の継承と創造	
基本戦略	戦略1 鳥羽うみの豊かな食を提供する	戦略4 美しい景観を提供する
	戦略2 鳥羽うみの文化を伝える	戦略5 外国人観光客に魅力を伝える
	戦略3 鳥羽での滞在をより魅力的なものにする	戦略6 鳥羽を発信する
観光基盤整備戦略	戦略7 観光基盤の充実・強化	戦略8 観光推進体制の構築
テーマ別戦略プロジェクト	テーマプロジェクト① 鳥羽うみ文化ネットワーク構想	テーマプロジェクト② 漁業と観光の連携
	テーマプロジェクト③ 芸術を活かした観光振興	テーマプロジェクト④ インバウンド受入推進
エリア別戦略プロジェクト	エリアプロジェクト① 中心市街地の賑わい・魅力創出	エリアプロジェクト② 新たな島旅の推進

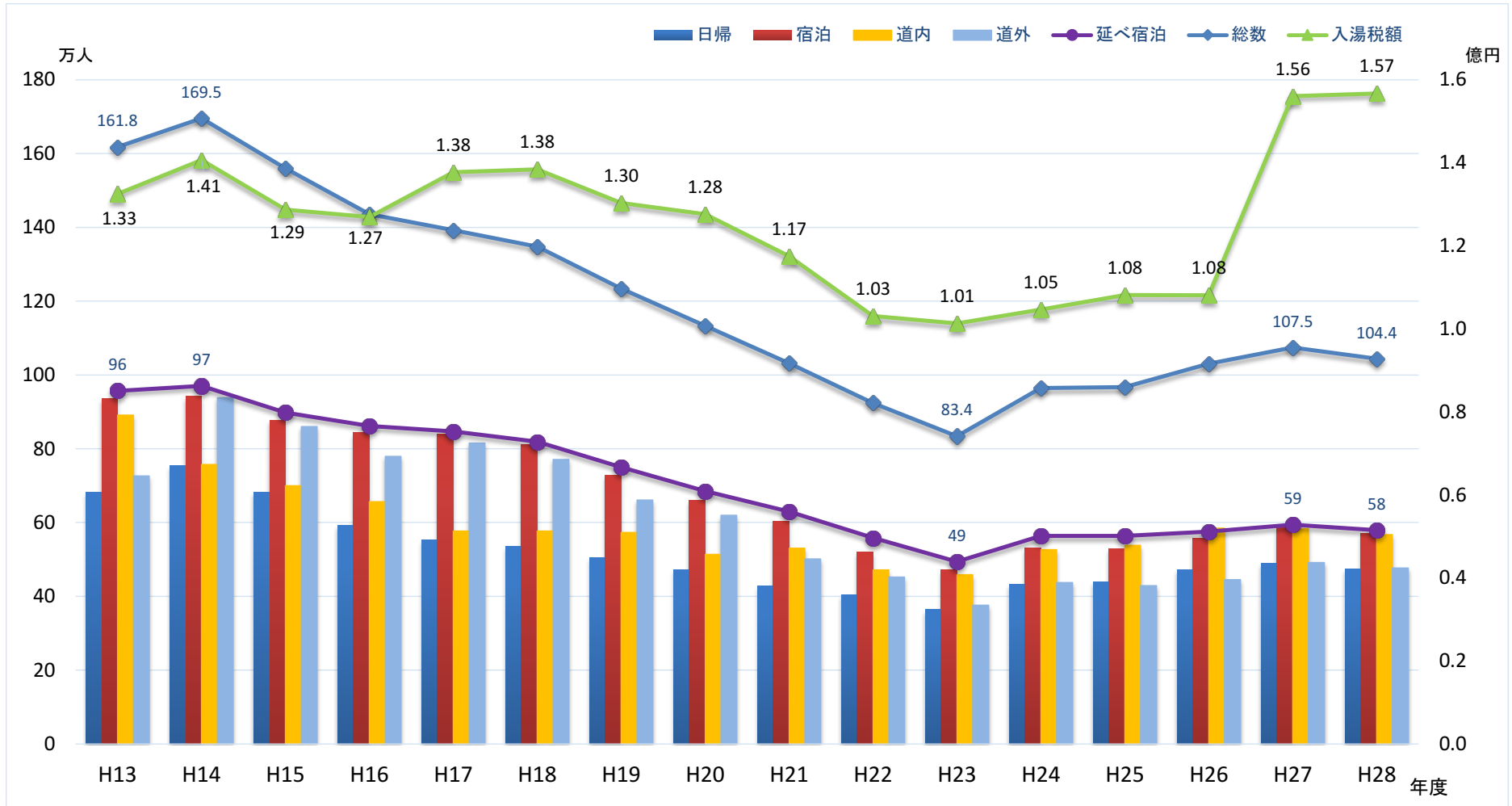
資料:「第2次鳥羽市観光基本計画」を元に  
(公財)日本交通公社が作成



# 【事例③】 北海道釧路市（入湯税）

## 阿寒湖温泉入込客数と入湯税収額の推移

出典：釧路市



2010プラン／新しい地方税のあり方研究会

2010年

東日本大震災

独自財源研究会

入湯税の超過課税導入

ビジョン2020

# 検討から導入までの経過（1）

## ●スタートは旧阿寒町時代（平成14年5月～11月）

- 「新しい地方税のあり方研究会」による新税の検討
  - ・旧阿寒町職員の若手職員10名で構成。小磯先生が座長
  - ・入湯税率の嵩上げ(湖畔再生税)について、町へ提言
  - ・町において入湯税の嵩上げを目指すも、地元全体の合意が得られず実現できなかった。

※阿寒湖温泉地区では、「阿寒湖再生2010プラン」を地域の総意で作り上げ、その中で「地域通貨と財源確保の仕組みづくり」がプロジェクトと位置付けられる。

## ●新釧路市誕生（1市2町）（平成17年10月11日）

- 旧釧路市・旧阿寒町・旧音別町の合併

## ●入湯税の嵩上げ議論の再論（平成25年～平成26年）

- 平成25年1月 NPO法人阿寒観光協会まちづくり推進機構から要望
  - ・阿寒湖温泉旅館組合の臨時総会で入湯税の上乗せについて決議
  - ・NPO法人阿寒観光協会まちづくり推進機構が、「森の駅－阿寒・フォレスト・ガーデン」構想

### ○平成25年6月 独自財源研究会の立ち上げ

- ・NPO法人阿寒観光協会まちづくりと公益財団法人日本交通公社の共同研究事業として設置、行政はオブザーバーとして参加。小磯先生がアドバイザー

### ○平成25年9月 第2回 独自財源研究会

- ・阿寒湖温泉地区の宿泊者へのアンケートの中間報告
  - ※結果は、約7割の方が協力したいという結果、追加金額は151～200円が38.5%で最多





# 検討から導入までの経過（2）

## ○平成25年11月 第3回 独自財源研究会

- ・阿寒湖温泉地区の宿泊者へのアンケートの最終結果
  - ※結果は、**約7割の方が協力したいという結果**に。追加金額は151～200円が30.1%で最多。
- ・入湯税率の嵩上げ要望書案の決定
  - ※宿泊料金の区分により、50円、100円、150円の3段階課税
  - ※用途の明確化、概算事業費の明記

## ●市へ要望書の提出（平成25年11月26日）

## ●行政における入湯税の検討（平成25年12月～平成26年3月）

### ○庁内における検討

- ・企画部門、財政部門、観光部門等による検討組織（税制部会、事業部会）を立ち上げ、制度設計

## ●釧路市税条例の改正案提案（平成26年12月）

### ○改正の内容

- ・平成27年度から平成36年度までの10年間、一般の宿泊者1人1泊について入湯税の税率を現行の150円から250円に引き上げ
- ・国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館以外の宿泊施設における入湯税については、**奢侈性が比較的低い**ことに鑑み、150円に低減



# ● 阿寒湖温泉の今後の取り組みに関するアンケート調査

## ● 調査概要

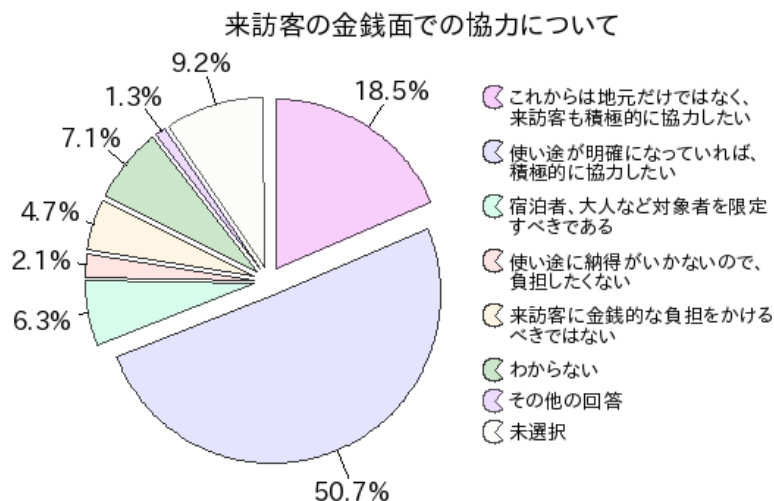
- 対象: 阿寒湖温泉への来訪者(有効回答数379票)
- 調査目的: 「阿寒湖温泉・創生計画2020」の実現に向け、既存の財源の充  
当が難しい事業を推進するための新財源について、来訪者の意見を集約す  
るため。
- 期間: 2013年9月7日(土)~11月15日(金)

## ● 調査結果より

### - 来訪客の金銭面での協力について

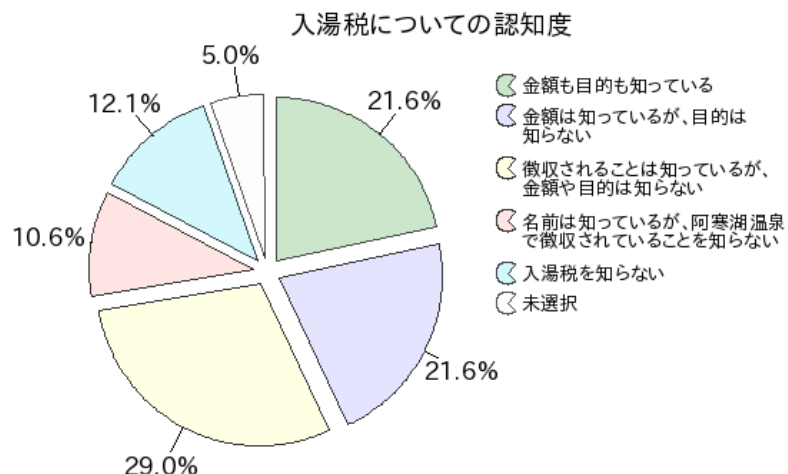
- » 「使い途が明確になっていれば、積極的に協力  
したい」が50.7%と最も多く、「これからは地元  
だけではなく、来訪客も積極的に協力したい」が  
18.5%と続く。

約7割の方  
が「協力」



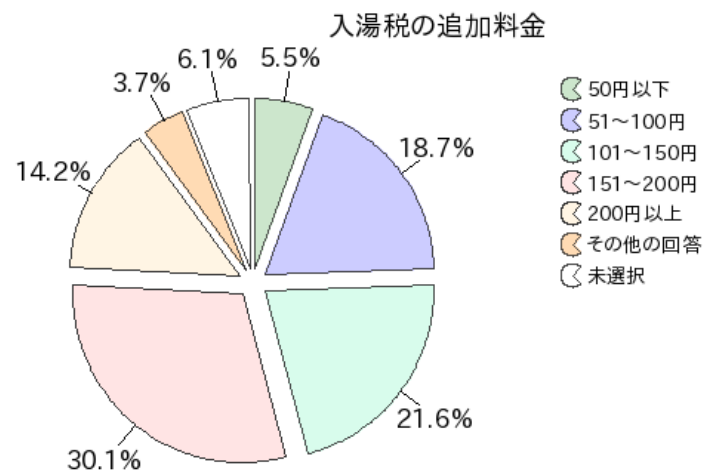
## －入湯税についての認知度

» 「徴収されることは知っているが、金額や目的は知らない」が29.0%で最も多く、「金額も目的も知っている」と「金額は知っているが、目的は知らない」が21.6%。



## －入湯税の追加料金

» 「151～200円」が30.1%と最も多く、「101～150円」が21.6%、「51～100円」が18.7%、「200円以上」が14.2%である。



# 導入にあたっての課題（1）

## ● 制度的面の課題

### ○ 入湯税の課税対象となる施設の範囲

- ・課税対象は、単純に税率を引き上げると、**釧路市内全域の鉱泉浴場が該当**。
- ・鉱泉浴場を有するビジネスホテルと有しないビジネスホテルでは、負担額に250円の差。
- ・地元からの要望である「宿泊料金に応じた段階的な引上げ」が可能かどうか。
- ・阿寒湖温泉地区の国際観光地化を目指すまちづくりの財源とするためのものであり、阿寒湖温泉地区以外のホテル等に課税されることについて合意がとれるかどうか。

### ○ 地方税法上の不均一課税の可否

- ・地方税法上、「公益による場合」と「受益による場合」のみ不均一課税が認められており、前者は必要に応じて税率を下げる可以降低趣旨、後者が今回該当することになるが、全国的な事例がない。

## ● 入湯税の用途についての課題

### ○ 地元から要望のあった事業

- ・地元から要望があった事業と本来の入湯税の目的との整合性

#### 【地元からの要望事業】

- ① まちなか景観整備
- ② フォレスト・ガーデン構想
- ③ マリモ再生事業
- ④ 身近なエコ運動
- ⑤ エゾムラサキツツジ復元
- ⑥ 異国の森インフラ整備

該当しないのでは  
ないか

#### 【入湯税の本来の目的】

- ① 環境衛生施設の整備
- ② 鉱泉源の保護管理施設の整備
- ③ 消防施設その他消火活動に必要な施設の整備
- ④ 観光の振興（観光施設の整備を含む）



# 導入にあたっての課題（2）

## ●税制面での課題への対応

### ○引上げに伴う軽減措置の導入

#### ①奢侈性の低い宿泊施設における入湯行為

税率引き上げにより、鉱泉浴場を有するビジネスホテル等では、入湯税が課税されないホテル等と比べると、利用客の負担額の差が250円にまで拡大し、経営等を圧迫する恐れ。



**奢侈性の低い宿泊施設における入湯行為に軽減措置、現行税率と同額の150円。**

#### ②低廉な宿泊に伴う入湯行為

一般の温泉宿泊施設（①に該当しない宿泊施設）における入湯行為であっても、料金が一定額以下の宿泊に伴う入湯行為に軽減措置を設け、税率を200円とする。



上記軽減措置は実施しないこととした。（宿泊料金の一定額の設定基準があいまいである）

### ○地方税法上の不均一課税の可否

総務省との協議により、軽減措置とすることにより、不均一課税とはならない。

## ●入湯税の使途面での課題への対応

### ○地元関係団体との協議により、10年間の使途を再度調整

**地元関係団体により使途とすべき事業の再精査を行っていただき、観光の振興に特化**



# 入湯税超過課税の概要

## 入湯税の税率引き上げ (平成26年12月11日改正)

	改正前の税率		改正後の税率	
①一般の宿泊者 1人1泊	150円	→	250円	税法上の 特例措置
		→	150円	
②一般の日帰り者 1人1泊	90円	→	90円	
③修学旅行団体 1人1泊	70円	→	70円	
④修学旅行日帰り 1人1泊	40円	→	40円	

※奢侈性の低い施設: 国際観光ホテル整備法の登録ホテル以外

税率引き上げの目的 → 観光振興をさらに推進する事業の財源

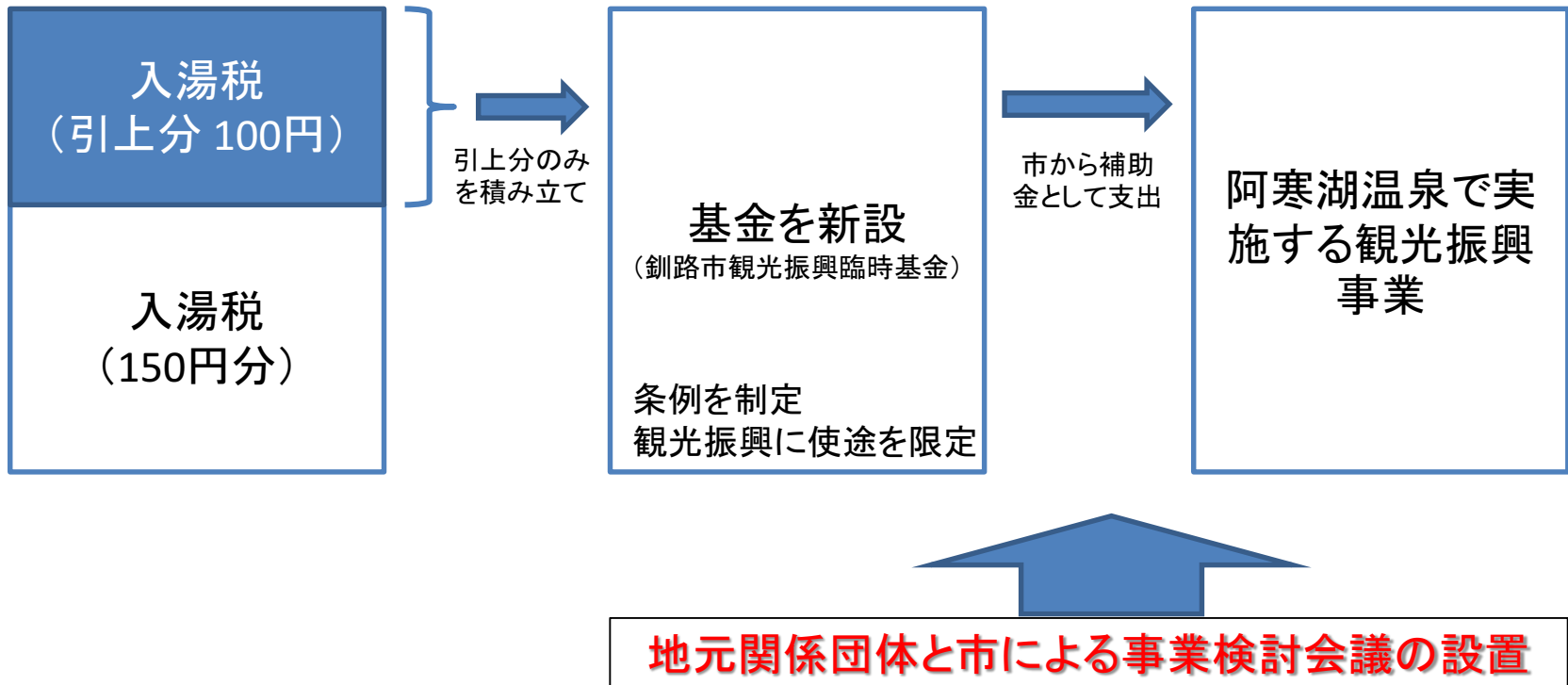
引き上げの期間 → 平成27年4月1日～平成37年3月31日 10年間の特例措置



# 入湯税引上げ分の運用方法について

## ●入湯税引上げ分を基金に積み立て

- ・入湯税の引上げ分のみを観光振興の事業にあてるための基金条例を制定
- ・基金化することで、実際に何にどのくらい使ったのかを明確化
- ・地元の事業に対して、市から補助金という形で支出(地元と事業を調整し決定)



- ・地元関係団体と市が用途について協議して決定
- ・事業の検証なども実施



# 入湯税の超過課税とまちづくり

## □ 新財源：観光振興臨時基金を活用した観光振興事業概要

### ● 10年間の引上げ分の使途

#### 引上げ分の税収の見込み

税率引き上げ分の税収見込みは、48,000千円/年額。

#### 1 国際観光地環境整備事業

##### ■ フォレスト・ガーデン(FG)整備事業

阿寒湖温泉玄関口の観光動線の変革・整備  
国際観光地にふさわしい表玄関の整備

##### ● 平成27年度事業

- ①計画対象地3.2haの測量
- ②FG整備基本構想、基本計画策定
- ③阿寒湖温泉地区の駐車場利用実態調査
- ④FG事業計画及び収支予算作成

##### ■ まちなか活性化事業

- ・外客対応「案内板」整備事業
- ・外客対応「通信環境」整備事業(Wi-Fiなど)
- ・外客対応「散策路」整備事業(遊歩道・登山道)
- ・まちなかアート導入事業(アイヌアートの活用)
- ・景観改善支援事業(空き店舗対策・店舗改装 資金支援枠組 みづくり等)
- ・花いっぱい運動推進事業

#### 2 おもてなし事業

##### ■ 「まりも家族コイン」推進事業

2002～03年に実施した「まりも家族手形」事業を参考にして、名称を「まりも家族コイン」に改め、阿寒湖温泉に宿泊されたお客様1人につき1枚を発行、各協賛店舗や施設で各々が考案する個別のおもてなしサービスと交換できる。コインの裏にQRコードを印刷し、スマートフォンで最新のサービス情報を閲覧できる。

##### ■ 阿寒湖温泉・まりも家族バス 「まりむ号」運行事業

2004年～06年に交通社会実験として取り組んだ循環バス事業を参考にして、観光客の交通利便性を図るため、阿寒湖温泉街を中心に一部周辺地域(滝口、スキー場)への運行も含め、毎日無料で運行サービスを提供する。

##### ■ 「おもてなしトイレ」整備事業

商店街と協力しながら長期的な視点に立って観光客の利便性と清潔感向上を目指す。





入湯税等に係る各種会議など

釧路市観光振興臨時基金に関する検討

釧路市観光振興臨時基金の活用に関する懇談会

基金の使途に係る方向性や効果的な運用等について確認する。

《メンバー ※代理出席可》

- |        |       |            |
|--------|-------|------------|
| 【小磯先生】 | 【NPO】 | 【市】        |
|        | 理事長   | 市長         |
|        | 専務理事  | 総合政策部長     |
|        | 常務理事  | 産業振興部長     |
|        |       | 阿寒町行政センター長 |

方向性の確認・認識共有等

阿寒湖温泉地区観光振興検討会

実務担当者会議。事業が基金になじむか検討

- |        |                 |              |
|--------|-----------------|--------------|
| 【NPO等】 | 【市】             |              |
| 事務局長   | 都市経営課長          | 1回目 H27.5.29 |
| 特命担当   | 都市計画課長          | 2回目 H27.6.10 |
| JTBF   | 観光振興監           | 3回目 H27.9.4  |
|        | 阿寒観光振興課長        |              |
|        | 阿寒町行政センター地域振興課長 |              |

基金を財源とする事業を検討会へ

阿寒FG構想に係る庁内連携会議

総合政策部長・都市経営課長・都市計画課長  
産業振興部長・観光振興監・阿寒観光振興課長  
都市整備部長・道路河川課長・公園緑地課長  
阿寒町行政センター長・地域振興課長

1回目 H27.5.21

協力、技術的助言等

阿寒湖温泉グランドデザイン懇談会

確認

FG整備全体に関する検討

NPO

「阿寒・フォレストガーデン」整備推進協議会

関係諸機関の連絡調整

1回目 H27.11.5

- |        |       |            |
|--------|-------|------------|
| 【小磯先生】 | 【NPO】 | 【市】        |
|        | 理事長   | 総合政策部長     |
| 【一步園】  | 専務理事  | 産業振興部長     |
| 理事長    | JTBF  | 都市整備部長     |
|        |       | 阿寒町行政センター長 |

(オブザーバー)

自然環境研究センター 研究員  
環境省釧路環境事務所 国立公園・保全整備課長  
釧路開発建設部 道路計画課長  
釧路総合振興局 地域政策課長  
前田一步園 常務理事

運営委員会

より具体的な検討を実施

1回目 H27.11.5

- |         |                   |
|---------|-------------------|
| 【NPO】   | (アドバイザー)          |
| 専務理事    | 自然環境研究センター 研究員    |
| 事務局長    | 前田一步園 常務理事        |
| 特命担当    | 釧路市都市経営課長         |
| ライブ環境企画 | 〃 都市計画課長          |
| JTBF    | 〃 公園緑地課長          |
|         | 〃 道路河川課長          |
|         | 〃 阿寒観光振興課長        |
|         | 〃 阿寒町行政センター地域振興課長 |

## 【事例④】 東京都(宿泊税)

### 1. 目的 等

- 国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための法定外目的税

### 2. 創設に至る経緯

- 平成12年4月:「地方分権一括法」施行  
– 地方税法の改正→法定外目的税の創設
- 同年11月:東京都税制調査会(知事の諮問機関)答申公表  
– ホテル税、パチンコ税、産業廃棄物税など4つの法定外目的税導入を提言
- 平成13年11月:「東京都観光産業振興プラン」策定  
→“ホテル税導入”を発表
- 同年12月:都議会本会議で東京都宿泊税条例案可決・成立
- ~平成14年3月:総務大臣への協議とその同意
- 平成14年10月:東京都宿泊税条例施行



### 3. 施行状況

- 宿泊税の概要

- 納税義務者：都内のホテルまたは旅館（以下「ホテル等」）の宿泊者

- 税率（宿泊料金※1人1泊当たり）：

- ※：食事は含まない

- » 100円（10,000円以上15,000円未満）

- » 200円（15,000円以上）

- » 課税免除：宿泊料金 10,000円未満 ← ビジネス客の負担にはならないようにするため

- 徴収方法：特別徴収＝ホテル等の経営者（特別徴収義務者）が徴収し、毎月末日までに前月分を都に申告納入する。

- 徴収した宿泊税は全額観光産業振興費に充当している。

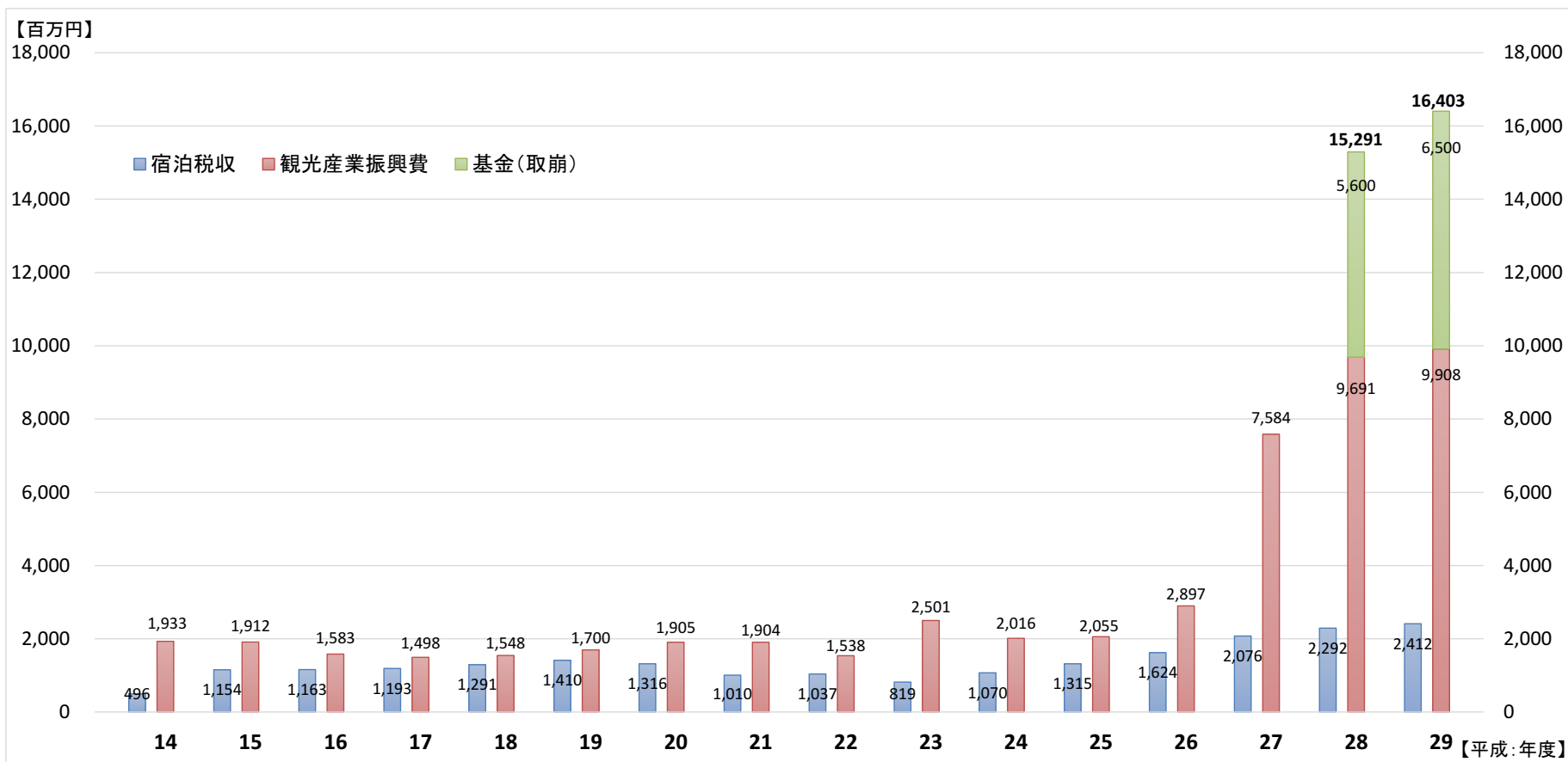
#### 詳細（平成27年度）

- ・調整額：100円→902百万円、200円→1,175百万円
- ・課税人員：100円→9,018千人、200円→5,874千人
- ・登録施設数：ホテル→407件、旅館→173件



・ 税込

図 観光産業振興費と宿泊税込の推移



出典:「宿泊税に関する資料」(平成29年度東京都税制調査会 第3回小委員会 平成29年8月24日)

注1) 観光産業振興費及び宿泊税込については、平成27年度までは決算額、平成28年度は補正後予算額、平成29年度は当初予算額

注2) 平成27年度以降の観光産業振興費については、平成27年度に創設された「東京都おもてなし・観光基金」に関連した事業費を含む。

<参考> 東京都おもてなし・観光基金

平成27年度に、東京を訪れる国内外の旅行者に対する受入環境の充実及びその他観光都市としての東京の発展に資する事業に要する資金に充てるため、創設(平成27年度積立額200億円)



## • 使途

### – これまでの主な事業:

- » 都内37施設の割引入場券付ウェルカムカード(8言語9種類)の作成・提供(A)
- » 観光案内所の設置: 都内3カ所

### – 平成24年度事業:

- » 緊急・災害発生時外国人旅行者対応促進事業
- » 観光案内所の運営
- » ウェルカムカードの作成等
- » 東京ひとり歩きサイン計画
- » バリアフリー化の推進
- » コンベンション誘致活動の展開

### – その他:

- » 東京観光財団への委託費
- » 協力施設へ2.5%を交付金としてフィードバック
- » 被災地応援ツアーの実施



ウェルカムカード

## 4. 宿泊税の果たす役割と今後のあり方

- 都が独自に課する法定外目的税として、安定した税収を確保し、観光振興策の推進を財政面から支えている。
- これまでの課税実績から現行制度の維持が適当であるが、これからも5年毎に条例の施行状況、社会経済情勢などを勘案しながら、時代に即したあり方を検証していく。



# 京都市で導入される宿泊税の概要

◆名称：宿泊税（条例案）

○税収の用途：

- ・入洛客の増加など、観光を取り巻く情勢の変化に対応する受入環境の整備
- ・住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取組の推進
- ・京都の魅力の国内外への情報発信の強化

○課税客体：全ての宿泊施設への宿泊（住宅を使う民泊も含む）

○納税義務者：全ての宿泊施設の宿泊客

○課税されない方：修学旅行生

○課税標準：ホテル又は旅館への宿泊数

○税率：1人1泊について宿泊料金が

2万円未満…200円

2万円以上5万円未満…500円

5万円以上…1000円

○徴収方法：特別徴収

○備考：平成29年9月に条例案を提出。導入は2018年秋となる見通し。

